

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

| | |
|---------|-------------------|
| 法人名・施設名 | 社会福祉法人中央会 |
| 監査の種類 | 社会福祉法人指導監査 |
| 監査実施日 | 平成30年11月16日 |
| 実地・書面の別 | 実地 |
| 監査担当課 | 鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室 |

| | 文書指摘事項 | 是正・改善状況報告 |
|---|--|--|
| 1 | <p>利益相反取引について、理事は理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないとされているが、一部の理事における取引の承認が行われていないので理事会で承認を得ること。また、他の理事の取引について理事会で承認を得ているが、その決議の際に当該理事が議決に加わっていないということが議事録で確認できなかった。理事会の決議の際には、案件に関して特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができないとされているので、貴法人定款第26条に則って決議を行い、そのことを議事録に記載すること。(法第45条の16第4項により準用される一般法人法第84条第1項、貴法人定款第26条)</p> | <p>一部の理事の利益相反取引については、平成30年11月22日開催の理事会において、利害関係者を除いて承認を得ました。また、その他の理事の利益相反取引については、上記の理事会において、改めて議案を提出しそれぞれの利害関係者を除いて承認を得たことを議事録に明確に記載しました。</p> |
| 2 | <p>貴法人の計算書類において、法人本部拠点区分又は法人本部サービス区分が設けられておらず、また、役員報酬等法人本部の帰属とすべき経費が介護老人保健施設かわはら拠点区分から支出されている。理事会及び評議員会の運営に係る経費、法人役員の報酬等は、法人本部の帰属とすることとされている。ついては、法人本部会計を設け、合わせて貴法人経理規程の記載を修正すること。(留意事項6、貴法人経理規程第6条第4項)</p> | <p>経理規程第6条第4項を平成31年2月1日付けで改定し、法人本部をサービス区分に設定することを、平成31年1月24日開催の理事会で承認を得ました。また、法人本部に帰属する経費の支払いについては、平成31年2月1日より改定後の経理規程に基づいて処理します。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| 3 | <p>貴法人の計算書類において、介護老人保健施設かわはら拠点のサービス区分が適切に設けられていない。サービス区分は、拠点区分において実施する複数の事業について、法令等の要請によりそれぞれの事業ごとの事業活動状況又は資金収支状況の把握が必要な場合に設定するとされている。ついては、サービス区分を適切に設定し、合わせて貴法人経理規程の記載を修正すること。(留意事項5、貴法人経理規程第6条第4項)</p> | <p>拠点区分において実施する複数の事業をサービス区分として設定し、合わせて経理規程第6条第4項を平成31年2月1日付けで改定することを平成31年1月24日開催の理事会で承認を得ました。</p> |
| 4 | <p>貴法人の計算書類に対する注記(法人全体用)において、各事項について記載はあるが、一部具体的な金額等を記載すべき項目において、適切な記載がなされていない。ついては、法令に基づき注記を作成すること。(会計省令第29条、運用上の取扱い24)</p> | <p>決算報告書類である「計算書類に対する注記」の記載については、平成30年度決算報告書より法令に基づいて適切に記載します。</p> |